

《サービスの目的は?》

日常生活の中で、一時的に運動機能の低下が発生してしまった場合に、リハビリの専門スタッフによる運動中心のサービスを短期間で集中して受けることにより、日常生活での「自立」を目指していくこと、そして、介護保険を利用せず「卒業」することが目的です。自分で運動などを継続し、自立した生活を続けることができるよう支援します。

【対象となる方は?】

次の①②いずれかに該当し、もともと自立した生活をしていたが、肺炎や骨折など何らかの原因で、健康状態が一時的に悪化してしまった方や、退院後間もない方などが対象となります。

①要支援の認定を受けている方

②65歳以上で、基本チェックリストにより対象となった方

*原則、すでに通所リハビリ（デイケア）や通所介護（デイサービス）を利用している方や、医療的なリハビリが必要な方は対象となりません。また、障がいや進行性の疾患などにより、継続的な支援が必要な場合も対象となりません。

【どんな内容なの?】

- ①専門スタッフによる事前の聞き取り調査（利用される方のお宅への訪問など）
- ②個別介護予防プランの作成（利用される方の体力にあつたリハビリ計画）
- ③上の①②を踏まえた運動の実施（ストレッチや有酸素運動など）
- ④サービス利用による効果の確認

【どこに相談すればいいの?】

地域包括支援センター又はケアマネジャーにご相談ください。

包括支援センター	担当地域	電話番号
中央地域包括支援センター	大田原地区、紫塚地区、金田北地区、 金田南地区	20-1001
西部地域包括支援センター	西原地区、親園地区、野崎地区、 佐久山地区	20-2710
東部地域包括支援センター	湯津上地区、黒羽地区、川西地区、 両郷地区、須賀川地区	53-1880

【利用料金は?】

	事業対象者	要支援1	要支援2
送迎あり	2,900円	2,900円	4,380円
送迎なし	2,336円	2,336円	3,816円

*一カ月の料金です。追加サービスを利用した場合は加算料金があります。
利用前に確認ください。

☆ 注意すること ☆

サービスの利用には、事前に病院からの指示書兼情報提供書が必要になります。
なお、指示書兼情報提供書などの結果からサービスが利用できない場合もあります。